

「共助のまちづくり（めぶく with Trust）事業」  
全体業務進捗管理支援・広報対応業務仕様書（案）

前橋市

令和 5 年 6 月

「共助のまちづくり（めぶく with Trust）事業」  
全体業務進捗管理支援・広報対応業務仕様書

1 業務名

「共助のまちづくり（めぶく with Trust）事業」全体業務進捗管理支援・広報対応業務

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

3 履行場所

市内及び受託者事業場内等

4 目的

内閣府が推進する「デジタル田園都市国家構想交付金（TYPE3）」の採択を受け、令和4年度に本市が「まえばし暮らしテック推進事業」で構築し、めぶくグラウンド株式会社が管理・運用するデータ連携基盤やめぶくIDを活用し、多様な市民の声を反映してデータに基づく事業や政策を実現する「めぶくファーム」及び視覚障がい者サポート「めぶくEYE」の着実なシステム構築・実装に向けた全体管理及び支援を行うもの。

併せて、めぶくIDの効果的な周知・広報を実施し、市民の理解促進、利用者増加を図る。

5 業務内容

(1) 全体業務設計・進捗管理

①業務の趣旨

本業務を推進する上で、別に本市が実施する、令和5年度前橋市「めぶくファーム事業」補助金及び令和5年度前橋市「めぶくEYE事業」補助金による実施事業（以下「令和5年度補助事業」という。）を円滑に進めるための管理・連携を行う。

具体的には、令和5年度補助事業を構築するにあたり、本市が構築したデータ連携基盤及びめぶくIDを活用することを条件としているため、それらの管理・運用を行うめぶくグラウンド株式会社及び各補助事業者と連絡調整を行う。

また、本市をはじめ、様々な事業者等が関与するため、プロジェクト全体を俯瞰しながら、事業全体の進行管理を行う。

## ②業務内容

下記ア) からオ) の取組に関して、実施事項 a ～ g を実施すること。

### 【取組】

- ア) 本業務全体の設計
- イ) 業務全体及び令和5年度補助事業の進捗管理及び調整
- ウ) 令和5年度補助事業に係る市からの補助金支給及び国の交付金請求に係る支援
- エ) 本業務の推進に係る会議体の運営
- オ) 内閣府が示すWell-Being指標に基づく取組の効果測定

### 【実施事項】

- a. 令和5年度補助事業を推進する実施事業者と連携を図り、事業全体のスケジュールを策定し、令和5年度補助事業が円滑に進むよう支援するとともに、開発進捗管理・KPI進捗管理等を行うこと。
- b. 令和5年度補助事業におけるめぶくID、データ連携基盤等との連携について調整・支援等を行うこと。
- c. 令和5年度補助事業の持続的なサービス運営に向け利用者にとってわかりやすく、使いやすいサービスとなるよう支援等を行うこと。
- d. 令和5年度補助事業におけるプライバシーポリシー、サービス利用規約等の作成や、サイバーセキュリティ対策について支援すること。
- e. 本業務を円滑に進めるための会議体を組織し、運営すること。
- f. 内閣府によるWell-Being指標の活用依頼に応じて、アンケート等を実施、分析すること。
- g. 令和5年度補助事業のサービスリリース時期（補助事業は令和6年2月29日までに事業完了）を見据えて、全体計画を策定の上、業務の推進を行うこと。

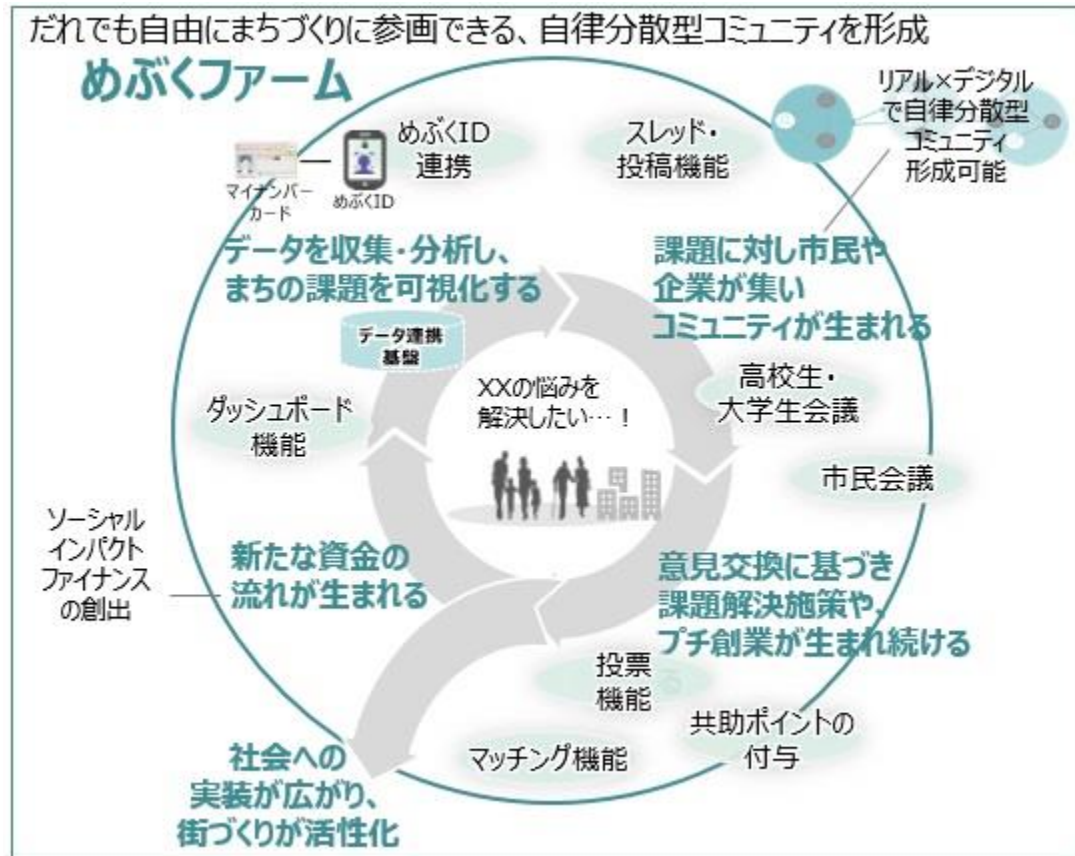
## ※参考：令和5年度補助事業内容

### 【めぶくファーム】

リアル（対面）とデジタル（非対面）双方で市民が参画して意見を提示・議論する仕組みを構築し、まちづくりに関する新たなコミュニティ形成につなげる。個人はマイナンバーカードを基点としためぶくIDを使って参加することで、本人性と匿名性を担保して、自分の意思・意見を行政や各種団体、サービス提供者などの地

域社会へ伝えることができる。事業実現により、多様な市民、団体など関係者が意見を出し合うことで、地域がより活性化し、まちづくりに関する取組や施策、サービスの改善なども含め、元気で楽しい前橋市のまちづくりに資するもの。

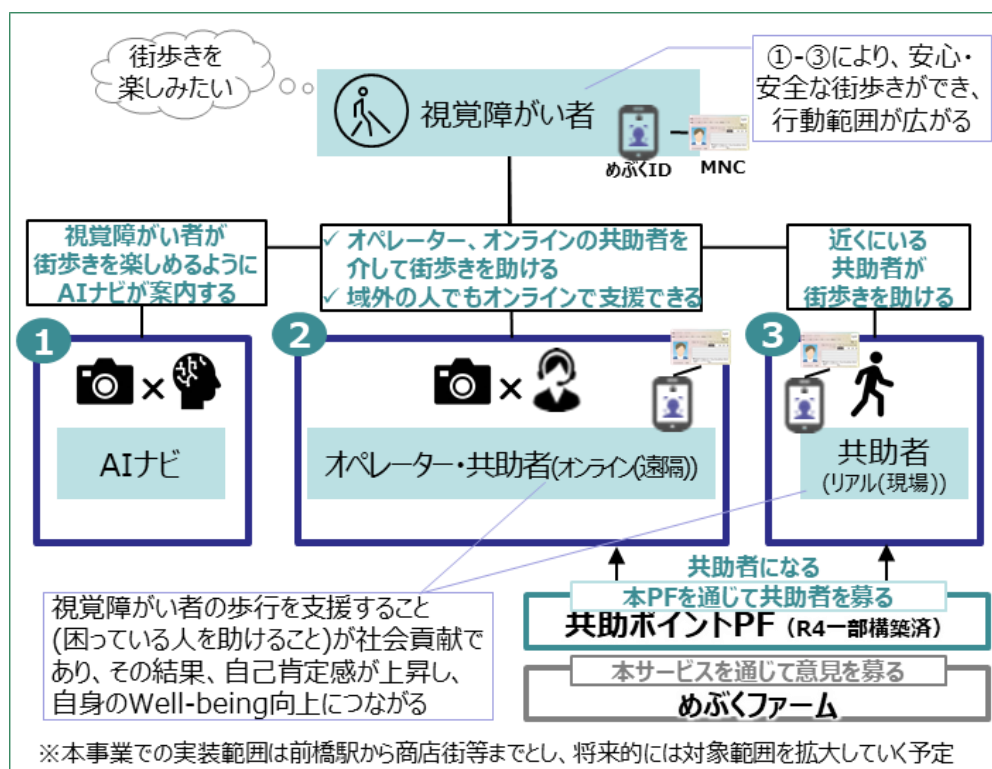
(事業イメージ)



【めぶくEYE】

視覚障害者の街歩きをサポートするAIナビゲーションと令和4年度に構築した共助ポイント等のデジタル技術を活用して、「助けたい人」と「助けを必要とする人」をつなぎ、「共助のまちづくり」の仕組みを構築するもの。こちらめぶくIDを使って本人性と真正性を担保して、障害のある方も安心して利用できるサービスを目指す。

(事業イメージ)



## (2) 周知・広報

### ①業務の趣旨

本事業を中心としたデジタル活用について、横断的に広報戦略を検討し、市民の理解促進や機運醸成を図るための周知・広報活動を行うことで、効率的かつ効果的に事業を遂行する。

### ②業務内容

ア) 下記①～③について周知・広報を実施すること。

①めぶくID (活用するサービス含む)

②めぶくファーム

③めぶくEYE

イ) 周知・広報の実施方法として、市のホームページ、フェイスブック、広報まえばしの活用を含めた提案も可とする。

ウ) その他、本事業に係る効果的な広報の手法について提案すること。

## 6 個人情報保護及び情報セキュリティ対策

本業務を遂行するにあたり、別紙「個人情報取扱及び情報セキュリティ特記事項」を遵守することとする。

## 7 各業務・取組の推進に際しての留意事項

提案に際して以下の点に留意の上、推進体制を構築し、提案すること

- (1) 別紙1（デジタル田園都市国家構想交付金実施計画（概要抜粋版））及び本書（別紙2 業務仕様書（案））を踏まえた提案とすること。
- (2) 国（デジタル田園都市国家構想推進事務局等）からの指示等により業務内容や予算配分を見直す必要が生じた場合は、本市と協議の上、対応すること。
- (3) 必要に応じ、各種会議等への出席及び進捗報告等に対応すること。

## 8 報告

業務終了後、遅滞なく業務完了報告書を提出するものとする。

## 9 委託料の支払い

業務完了後、業務完了報告書の提出を受け、検査合格後に請求するものとし、当該請求から30日以内に支払うこととする。

## 10 再委託の禁止

業務を一括して他に委任してはならない。

## 11 その他

- (1) 受託者は、本市と密接な連携を図ったうえで、効率的・効果的な事業遂行に努めなければならない。
- (2) 本市が提供する資料は、原則として閲覧のみとし、本市の許可なく複写及び第三者への提供を行ってはならない。ただし、本市が認めた場合において、閲覧させることができるものとする。なお、提供資料及び複写した資料は、作業終了後、本市に返却すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に開示し、または漏洩してはならない。また、そのために必要な措置を講じること。なお、契約の解除後及び契約満了後も同様とする。
- (4) 契約保証金は免除するものとする。
- (5) 業務の進行上疑義が生じた場合には、本市へ随時連絡し、相談すること。
- (6) 業務の状況等に関する報告は、本市が必要とする場合、速やかに行うこと。
- (7) 上記のほか、契約書及び本仕様書に定めのない事項については、本市と協議して決定するものとする。
- (8) 本プロポーザルは、前橋市令和5年度一般会計補正予算の成立を条件とする。

12 担当

前橋市未来創造部未来政策課 大矢・高橋

電 話 0 2 7 - 8 9 8 - 6 4 2 7

メール [mirai@city.maebashi.gunma.jp](mailto:mirai@city.maebashi.gunma.jp)